

京都市上下水道局告示第7号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所の変更届出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成23年4月7日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 届出業者名

京都市上京区上ノ下立売通御前西入堀川町512番地

株式会社 ファインテクニカル

代表取締役 山本 和正

2 変更事項（営業所の変更）

京都市下京区七条通大宮東入大工町108番地から京都市上京区上ノ下立売通御前西入堀川町512番地に変更

（上下水道局下水道部管理課）